ORIX

2023年11月作成

特定疾病や介護も保障

生きるための保障も備えられる
一生涯保障の米ドル建死亡保険

Bright
ブライト
米ドル建終身保険

無配当 米国ドル建終身保険（低解約払戻金型）
米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約（低解約払戻金型）

オリックス生命

米ドルの3つの魅力

魅力1 世界一の経済規模

GDPがトップで、世界一の経済規模を誇る米国。外国為替市場の取引では4割以上を米ドルが占めています。高い信用力を持つ「米ドル」は、国際間の決済で広く用いられる「世界の基軸通貨」です。

名目GDP（国内総生産）順位（2022年）

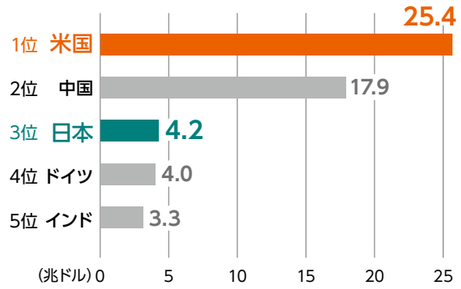

［出典］外務省経済局「主要経済指標（2023年6月）」

外国為替市場における通貨別取引高のシェア（2022年4月）

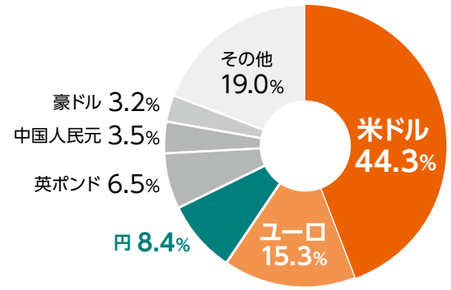

［出典］国際決済銀行（BIS）「Triennial Central Bank Survey Foreign exchange turnover in April 2022」（2022年10月改訂）に基づきオリックス生命にて作成

魅力2 円より高い金利水準

低金利の状態が長く続いている日本。一方で、米国は相対的に高い金利水準にあります。

10年国債利回りの推移（2000年1月～2023年　6月）

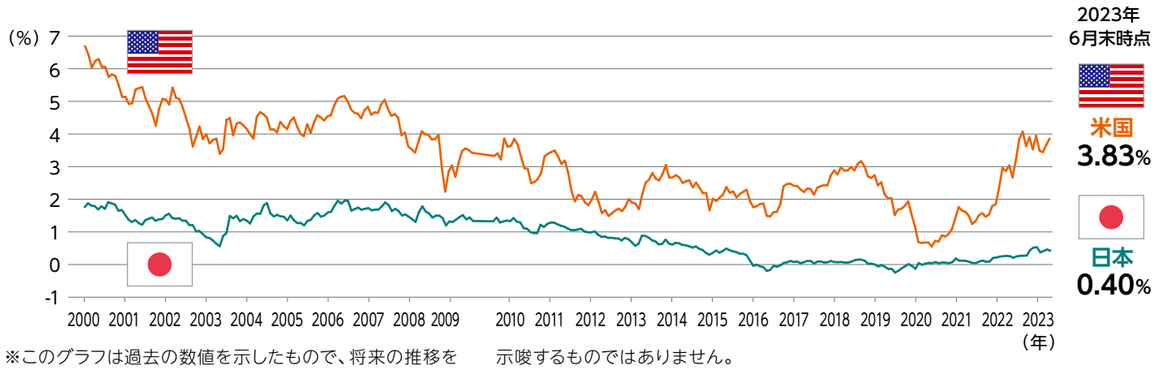

※このグラフは過去の数値を示したもので、将来の推移を示唆するものではありません。
（Bloombergの情報に基づきオリックス生命にて作成）

魅力3 為替相場の変動による効果

「為替相場」は日々変動しています。ドルを円に交換する際、円高の場合は「為替差損」が生じる可能性がありますが、円安の場合は「為替差益」を得られる可能性があります。

米ドルの対円為替相場の推移（2000年1月～2023　年6月）

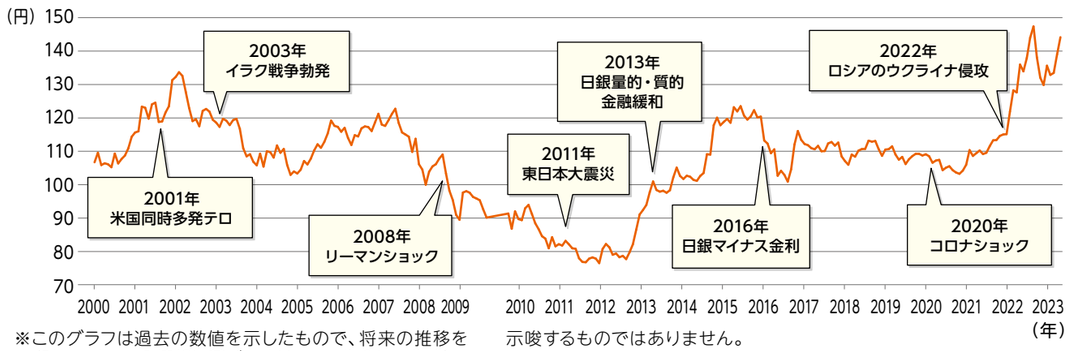

※このグラフは過去の数値を示したもので、将来の推移を示唆するものではありません。
（Bloombergの情報に基づきオリックス生命にて作成）

TOPICS

通貨を保有する場合、円貨だけではなく、複数の国の通貨を保有することが、**資産全体のバランスを保つことにつながります。**

円のみ保有

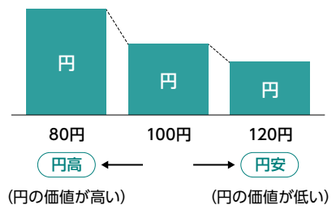

円の価値が下がると、資産全体の価値も下がります。

通貨分散

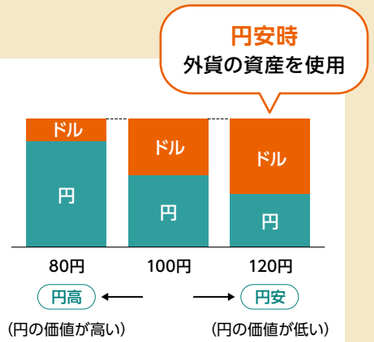

円とドルを持っていると、円の貨幣価値の変動をドルで補い、**全体の貨幣価値の変動を抑制することが期待できます。**

人生100年時代を
自分らしく前向きに生き　るために

医療の進歩により「人生100年時代」といわれる長寿化社会になりました。
しかし、平均寿命が延びるのは、幸せなことばかりではありません。
病気や介護、認知症などさまざまな問題をもたらします。

平均寿命が70歳前後だったころの保険は、家族に「のこすための保障」が一般的でした。
しかし、ライフスタイルが大きく変わった今、生前のリスクに備える
「生きるための保障」を準備することも大切になってきています。

経済的なサポートで、生き方の選択肢を広げ、
長い人生、どんなときも自分らしく、前向きに歩んでいただけるように。

そんな想いからオリックス生命は
「のこすための保障」に「生きるための保障」をプラスした
一生涯保障の保険を作りました。

家族のため、そして、自分のために。
人生100年時代を自分らしく前向きに生きるあなたを
『Bright［ブライト］』でサポートします。

平 均 寿 命

男性		女性
67.7歳	昭和40年	72.9歳
▼		
81.0歳	令和4年	87.0歳

［出典］厚生労働省
「昭和40年／令和4年 簡易生命表」

ご注意ください　21～22ページを必ずご確認ください

為替リスクがあります　この保険は米ドル建です。保険料・保険金・解約払戻金等を円に換算する場合、為替相場の変動による影響を受け、損失が生じるおそれがあります。

諸費用がかかります　保険料から控除される諸費用や通貨交換時（円⇔米ドル）の為替手数料等が発生します。

※当資料に記載の保険料等は2023年11月2日現在のものです。

これからの死亡保険を考えた
Bright［ブライト］

これまでの死亡保険…

家族に「のこすための保障」
万一の死亡時の保障

これから　の死亡保険のカタチ

死亡保険の一部を
生前のリスクへの備えに。

自分のための「生きるための保障」 一括給付

- がん（悪性新生物）
- 急性心筋梗塞
- 脳卒中
- 特定障害
- 介護

プラス

家族に「のこすための保障」
万一の死亡時の保障

「生きるための保障」で、
人生のさまざまなリスクに備えます。

働き世代

働き世代のリスク

- 長期に及ぶ治療で収入が減少するリスク
- 長期入院で収入が減少し、お子さまが夢を諦めざるを得ないリスク
- 両親の介護により仕事を辞めるリスク

セカンドライフ

セカンドライフのリスク

- 治療や介護費用のために貯蓄を取り崩すリスク
- 老老介護となり、体力、精神的な負担で介護をする方が倒れてしまうリスク
- セカンドライフ以降も治療や介護費用のために働かざるを得なくなるリスク

「もしもの準備をしておくこと」は自分自身のためであり、**周りの人の生活を守る**ことにもつながります。

Bright ブライト 米ドル建終身保険

人生のさまざまなリスクを1つの保険で まとめてカバーできる合理的な保険「Bright［ブライト］」。
米ドル建にすることで、よりお手頃な保険料で保障を確保することができる保険です。

働き世代の気になるデータ

病気に関するデータ

がん(悪性新生物)・急性心筋梗塞・脳卒中の患者数*1

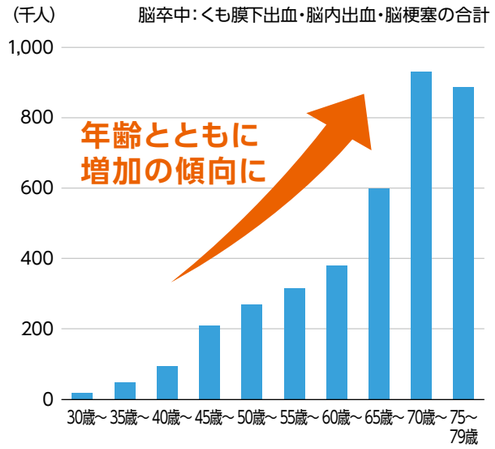

平均入院日数*2

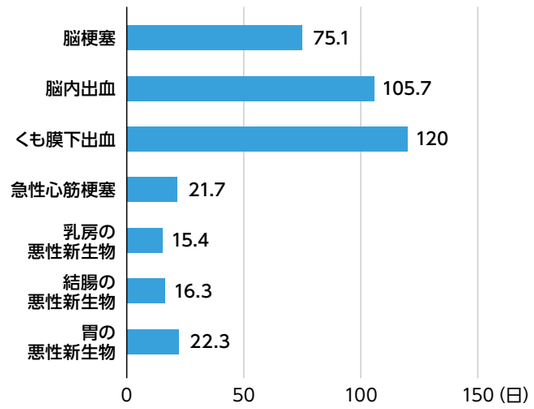

身体障害に関するデータ

身体障害者手帳の交付*3

新たに身体障害者手帳(1級～6級)の
交付を受けた人(令和3年度)

1日あたり 約735人

身体障害になった時期*4

身体障害者手帳を交付されている人のうち
**18歳～59歳(働き世代)で
身体障害になった人の割合**

約33.2%

(回答者:2,490人)

収入を伴う仕事の有無*5

身体障害者の収入を伴う仕事の有無
(65歳未満)

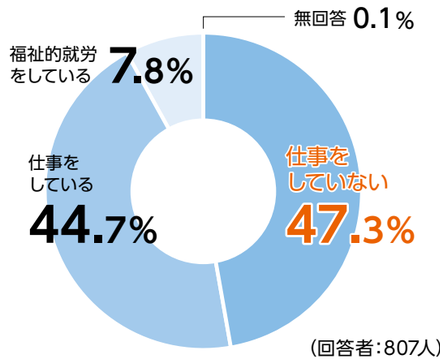

(回答者:807人)

**働き世代だからこそ、
ご自身のため、ご家族のために準備しておきたい備えがあります。**

*1*2 [出典] 厚生労働省「令和2年 患者調査」 *3 [出典] 厚生労働省「令和3年度 福祉行政報告例」をもとに算出
*4 [出典] 東京都福祉保健局「平成30年度 東京都福祉保健基礎調査(障害者の生活実態)」をもとに算出
*5 [出典] 東京都福祉保健局「平成30年度 東京都福祉保健基礎調査(障害者の生活実態)」をもとに作成
(注) *4と*5の対象は東京都内に居住する18歳以上の身体障害者

セカンドライフの気になるデータ

老後の生活に関するデータ

夫婦2人のゆとりある老後の生活費*6

ゆとりある老後生活費

月額 平均 37.9万円

老後の最低日常生活費 …… 平均23.2万円
老後のゆとりのための上乗せ額 … 平均14.8万円

1人あたりの平均年金月額*7

■国民年金受給者(自営業)

月額 平均 56,479円
国民年金(老齢基礎年金)

■厚生年金保険受給者(会社員)

月額 平均 145,665円
老齢基礎年金と老齢厚生年金の合計

介護に関するデータ

要介護と認定された人の割合*8

公的介護保険制度で要支援・要介護と
認定された人の割合(令和2年度)

65歳以上の人の **約5.3人に1人**

75歳以上の人の **約3.0人に1人**

介護の期間*9

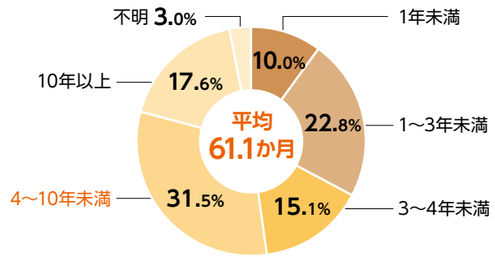

在宅・施設でかかった介護費用(月額)*10

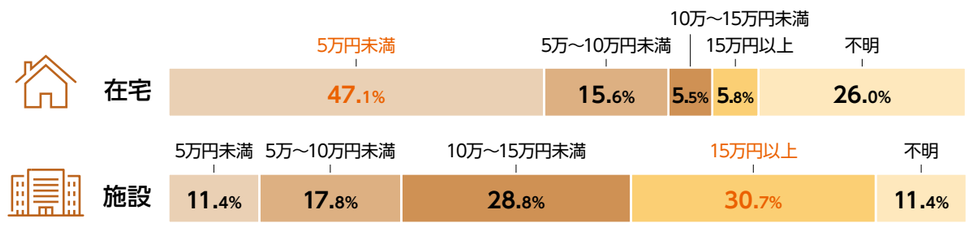

**高齢化により社会保障制度を取り巻く状況が厳しくなる現状を踏まえ、
将来に向け準備をしておくことも大切です。**

*6 [出典] (公財)生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」
*7 [出典] 厚生労働省「令和3年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況」
*8 [出典] 厚生労働省「令和2年度 介護保険事業状況報告」をもとに算出
*9 *10 [出典] (公財)生命保険文化センター「令和3年度 生命保険に関する全国実態調査」をもとに作成

Bright[ブライト]の特長　さまざまなリスクにトータル　保障で備える保険「Bright[ブライト]」

特長1　1つの保険でリスクをまとめてカバー

生前の保障として、
①②③いずれかの保険金を一括でお受取りいただけます。
上記のお支払いがなかった場合、死亡または高度障害時の保障として、
④と⑤を合わせた保険金をお支払いします。

解約した場合は解約払戻金を**老後の資金等**に活用することも

① がん（悪性新生物）・急性心筋梗塞・脳卒中の保障〈特約特定疾病保険金〉
② 特定障害の保障〈特約特定障害保険金〉
③ 介護の保障〈特約介護保険金〉
または
④ 死亡・高度障害の保障〈特約死亡・特約高度障害保険金〉
⑤ 死亡・高度障害の保障〈死亡・高度障害保険金〉
→ 解約払戻金

特長2　お手頃な保険料を実現

米ドルが持つ金利の優位性を反映し、**円建に比べ、経済的な保険料設定**を実現します。

参考　日米の10年国債利回りの推移（2000年1月～2023年6月）

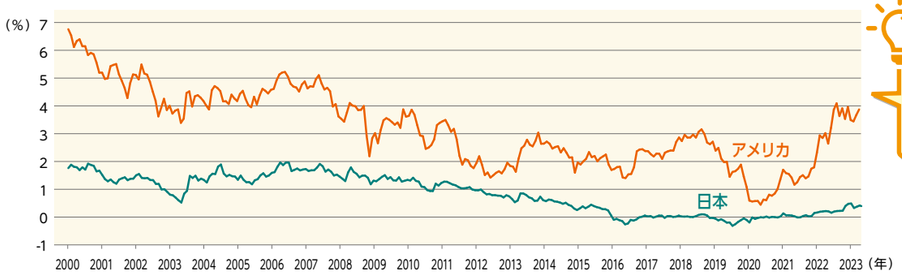

日本よりも相対的に**高い水準で推移**しているアメリカの長期金利

※このグラフは過去の数値を示したもので、将来の推移を示唆するものではありません。（Bloombergの情報に基づきオリックス生命にて作成）

保険料払込期間中の解約払戻金を抑制することで**保険料を抑えています。**

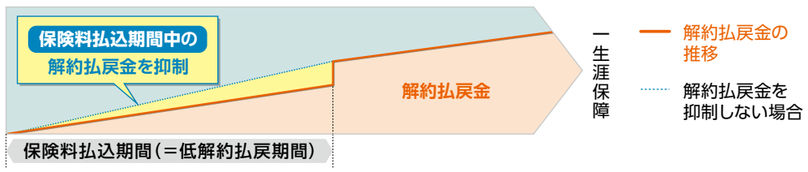

特長3　保険料の払込免除により経済的負担を軽減

（特定疾病障害介護保険料払込免除特則を適用した場合）

特定疾病（がん［悪性新生物］・急性心筋梗塞・脳卒中）、
特定障害状態、要介護状態に該当したとき、
特約保険金をお受取りいただき、**以後の主契約の保険料の払込みは不要となります。**

たとえば…　65歳以上の方が、公的介護保険制度の要介護2 に該当した場合

要介護2 の認定　　死亡したとき

特約
❶ 特約介護保険金のお受取り（特約の保障は消滅します）

主契約
❷ 以後の主契約の保険料は不要です
❸ 死亡保険金のお支払い

保険料の払込みは不要となり、主契約の保障は一生涯続きます

❶ 特約介護保険金をお受取りいただけます。
❷ 以後の主契約の保険料の払込みは不要になります。
❸ 死亡したとき、ご遺族に死亡保険金をお支払いします。

特長4　オリックス生命の健康医療相談サービスの利用

無料でご利用いただけます

健康や医療・介護・育児に関するご相談や、専門医の手配などの各種サービスをご利用いただけます。

24時間電話健康相談サービス

ご自身やご家族の健康・医療・育児・メンタルヘルスに関するご相談に、24時間・年中無休でお応えします。

介護・認知症サポートサービス

介護・認知症に関する電話でのご相談や、認知機能を簡易に確認できるテストが無料で受けられます。

▶ほかにも以下のようなサービスがあります。

- セカンドオピニオンサービス
- 糖尿病専門サポートサービス
- 重症化・再発予防カウンセリングサービス

※各サービスごとに諸条件がありますので、ご利用時にお問合わせください。　※本サービスはティーペック株式会社が提供します。

Bright ブライト 米ドル建終身保険

ご契約例　生きるための保障　と　のこす　ための保障

必ずご確認ください

- 為替リスクがあります ➡ 詳しくは21ページ
- 諸費用がかかります ➡ 詳しくは22ページ

●主契約の保険金額：**50,000米ドル**（特定疾病障害介護保険料払込免除特則適用なし）
●米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約（低解約払戻金型）の保険金額：**50,000米ドル**
●30歳　●保険期間：終身　●保険料払込期間：65歳払済　●低解約払戻期間：65歳
月払保険料（口座振替扱）　男性 140.55米ドル　女性 128.15米ドル

保険料の払込み ¥

保険料は「円」で払込みいただきます。
（円入金特約があらかじめ付加されています）
▶円に換算した保険料は、当社所定の為替レートの変動に応じて、毎回増減します。

保険金・解約払戻金の受取り ¥ $

「円」または「米ドル」を選択できます。
（円で受取る場合、円支払特約を付加していただきます）
▶円で受取る場合、当社所定の為替レートの変動による影響を受けます。

➡詳しくは19～20ページ

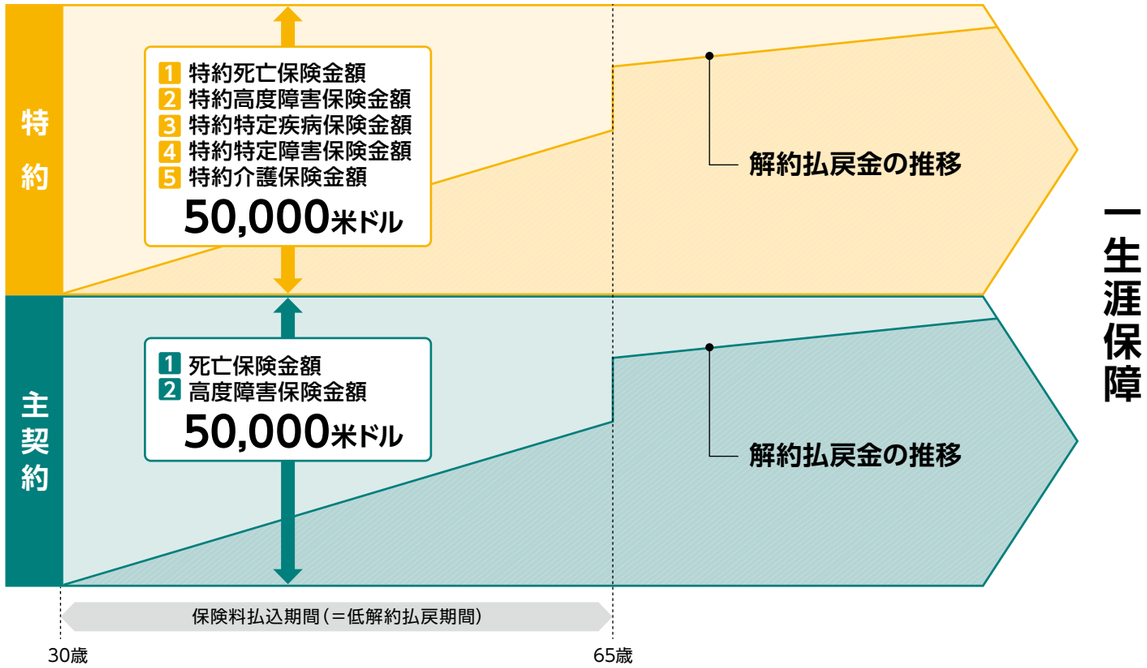

特約（米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約（低解約払戻金型））

1 死亡	死亡したとき**特約死亡保険金**をお支払いします。
2 高度障害	高度障害状態に該当したとき**特約高度障害保険金**をお支払いします。
3 特定疾病	以下のいずれかに該当したとき**特約特定疾病保険金**をお支払いします。 ・がん（悪性新生物）：初めてがんと診断確定されたとき ・急性心筋梗塞：60日以上、労働制限を必要とする状態が継続したとき、または手術を受けたとき ・脳卒中：60日以上、言語障害・麻痺などの後遺症が継続したとき、または手術を受けたとき
4 特定障害	身体障害者福祉法に定める1級、2級または3級の障害に該当し、身体障害者手帳を交付されたとき**特約特定障害保険金**をお支払いします。
5 介護	以下のいずれかに該当したとき**特約介護保険金**をお支払いします。 ・満65歳未満の被保険者について約款所定の要介護状態が180日以上継続したとき ・公的介護保険制度の要介護2以上の状態に該当すると認定されたとき

※上記の特約の保険金は重複してお支払いしません。いずれかが支払われた場合には特約の保障は消滅します。

主契約

1 死亡	死亡したとき**死亡保険金**をお支払いします。
2 高度障害	高度障害状態に該当したとき**高度障害保険金**をお支払いします。

※上記の主契約の保険金は重複してお支払いしません。いずれかが支払われた場合には保障は消滅します。

保険料の払込免除について

●基本の保障
不慮の事故により約款所定の身体障害の状態に該当したとき、以後の保険料の払込みは免除され、そのまま保障が継続します。

●オプション（特定疾病障害介護保険料払込免除特則を適用した場合）
保険料払込期間中に本特則の免除事由に該当した場合は、主契約の以後の保険料の払込みが免除されます。
（免除事由は特約特定疾病保険金・特約特定障害保険金・特約介護保険金の支払事由と同一です。）

保障内容について➡詳しくは15～16ページ

まとまった資金が必要になった場合は、保険契約を解約して**解約払戻金**を活用いただけます。

■上記ご契約例の場合（保険金額合計100,000米ドル）　　払戻率（%）＝解約払戻金÷払込保険料累計×100

経過年数		年齢	男性 払込保険料累計	男性 解約払戻金	男性 払戻率	女性 払込保険料累計	女性 解約払戻金	女性 払戻率
低解約払戻期間	15年	45歳	25,299.00米ドル	16,771.00米ドル	66.2%	23,067.00米ドル	14,465.00米ドル	62.7%
	25年	55歳	42,165.00米ドル	30,923.00米ドル	73.3%	38,445.00米ドル	26,816.50米ドル	69.7%
	35年	65歳	59,031.00米ドル	47,963.50米ドル	81.2%	53,823.00米ドル	42,931.00米ドル	79.7%
低解約払戻期間経過直後*			59,031.00米ドル	68,606.50米ドル	116.2%	53,823.00米ドル	61,425.50米ドル	114.1%
45年		75歳	59,031.00米ドル	79,179.50米ドル	134.1%	53,823.00米ドル	73,493.00米ドル	136.5%
55年		85歳	59,031.00米ドル	88,994.50米ドル	150.7%	53,823.00米ドル	85,412.00米ドル	158.6%

主契約・特約ともに解約した場合の例です。

ⓘ 解約払戻金について

●解約した場合、以後の保障はなくなります。
●ご契約後、短期間で解約した場合の解約払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
●低解約払戻期間は、保険料払込期間と同一です。
●低解約払戻期間中の解約払戻金はほとんどの場合、お支払いいただいた保険料を下回ります。
●低解約払戻期間中に解約した場合の解約払戻金は、解約払戻金を低く設定しない場合の70%に抑制されています。
●低解約払戻期間経過後に解約した場合でも、すべての保険料の払込みがないときは、解約払戻金は抑制されます。
●円に換算した解約払戻金を受取る場合は、当社所定の為替レートの変動による影響を受けます。

※左表の金額は、年単位の契約応当日前日の金額を表示しています
（＊時の解約払戻金額は、低解約払戻期間経過直後の金額を表示しています）。
※解約払戻金の額は、契約年齢、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。

活用例 生きるための保障 と のこすための保障

ライフプランにあわせた設計が可能です。
まとまった資金が必要になった場合は、解約払戻金をご活用いただけます。

お子さまを育てるお父さまやお母さま

解約払戻金については、12ページの「(!)解約払戻金について」をあわせてご確認ください。

ご自身の病気や万が一に備えると同時にお子さまの教育費にも備える

【ご契約例❶】

主契約の保険金額	50,000米ドル
米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約(低解約払戻金型)の保険金額	50,000米ドル

特定疾病障害介護保険料払込免除特則適用あり

- 30歳 男性　●保険期間:終身
- 保険料払込期間:15年払済
- 低解約払戻期間:15年

月払保険料(口座振替扱)271.90米ドル

特 約 50,000米ドル

主契約 50,000米ドル

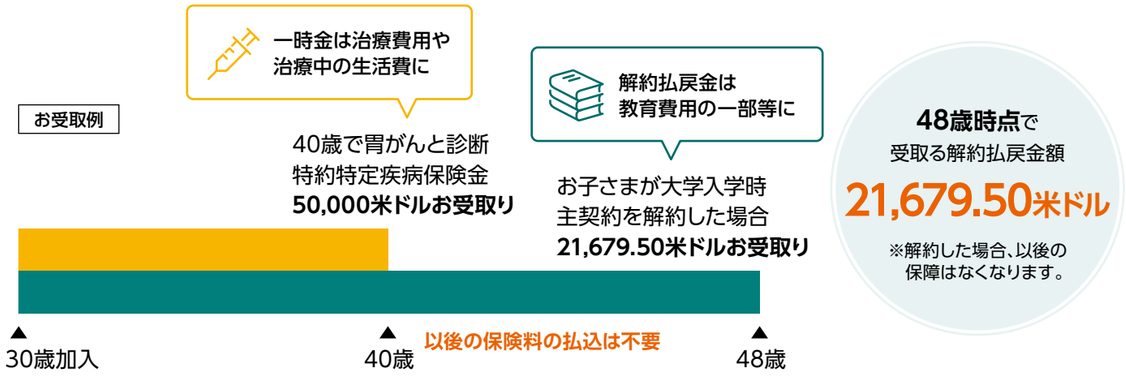

独身の方

ご自身の病気や介護に備えながら、将来のもしもの時に備える

【ご契約例❷】

主契約の保険金額	30,000米ドル
米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約(低解約払戻金型)の保険金額	70,000米ドル

特定疾病障害介護保険料払込免除特則適用なし

- 40歳 男性　●保険期間:終身
- 保険料払込期間:65歳払済
- 低解約払戻期間:65歳

月払保険料(口座振替扱)241.35米ドル

特 約 70,000米ドル

主契約 30,000米ドル

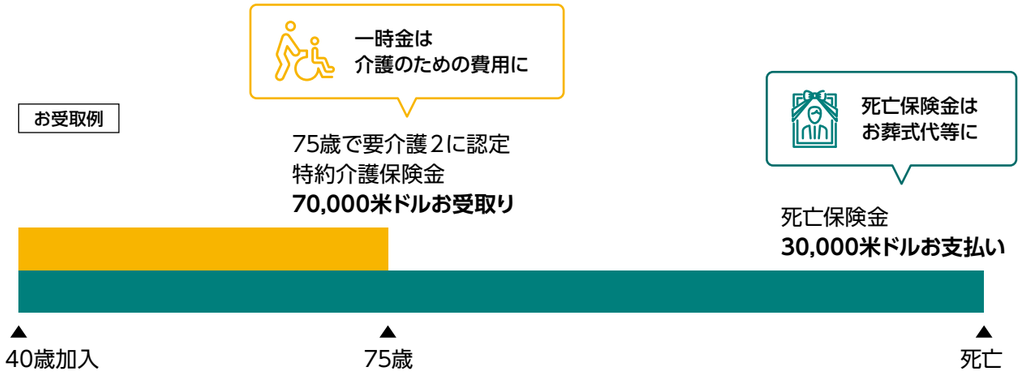

老後の生活が気になる方

ご自身の病気や介護に備えながら、老後の生活資金にも備える

【ご契約例❸】

主契約の保険金額	70,000米ドル
米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約(低解約払戻金型)の保険金額	30,000米ドル

特定疾病障害介護保険料払込免除特則適用あり

- 50歳 男性　●保険期間:終身
- 保険料払込期間:65歳払済
- 低解約払戻期間:65歳

月払保険料(口座振替扱)405.73米ドル

特 約 30,000米ドル

主契約 70,000米ドル

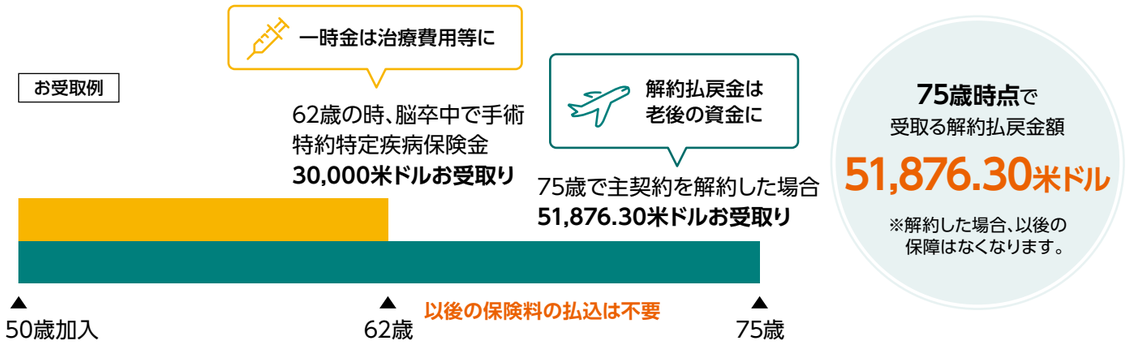

主な保険金支払事由／保険料払込免除事由

保険料の払込免除事由については、保険料払込期間中にいずれかに該当したとき、将来の保険料の払込みが免除されます。

高度障害

主契約の高度障害保険金の支払事由

特約高度障害保険金の支払事由〈特定疾病障害介護終身保険特約＊〉

病気またはケガにより約款所定の高度障害状態に該当したとき

たとえば…
- 両眼の視力を全く永久に失った
- 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失った　など

＊正式名称：
米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約
（低解約払戻金型）

不慮の事故による身体障害

主契約の保険料払込免除事由（基本の保障）

不慮の事故により、事故の日からその日を含めて180日以内に約款所定の身体障害の状態に該当したとき

たとえば…
- 1眼の視力を全く永久に失った
- 両耳の聴力を全く永久に失った　など

特定疾病

主契約の保険料払込免除事由〈特定疾病障害介護保険料払込免除特則〉

特約特定疾病保険金の支払事由〈特定疾病障害介護終身保険特約＊〉

悪性新生物（がん）	悪性新生物責任開始日＊1以後に初めて悪性新生物（がん）と診断確定＊2されたとき （「上皮内新生物」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は対象外） ＊1「悪性新生物責任開始日」は、責任開始日からその日を含めて91日目となります。 ＊2診断確定の根拠となった検査の実施日を、悪性新生物と診断確定された日として取扱います。
急性心筋梗塞	責任開始時以後に約款所定の急性心筋梗塞を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ● 60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき ● 急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、約款所定の手術を受けたとき
脳卒中	責任開始時以後に約款所定の脳卒中を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ● 60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ● 脳卒中の治療を直接の目的として、約款所定の手術を受けたとき

特定障害

主契約の保険料払込免除事由〈特定疾病障害介護保険料払込免除特則〉

特約特定障害保険金の支払事由〈特定疾病障害介護終身保険特約＊〉

責任開始時以後の病気またはケガにより、身体障害者福祉法に定める1級、2級または3級の障害に該当し、身体障害者手帳を交付されたとき

■身体障害認定基準一部例（2023年7月10日現在）

障害等級 1級	● 視力の良い方の眼の視力が0.01以下のもの ● 両上肢または両下肢の機能を全廃したもの ● 心臓または腎臓または呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの ● 肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
障害等級 2級	● 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの ● 両上肢または両下肢の機能の著しい障害 ● 肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
障害等級 3級	● 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの ● 一上肢の機能の著しい障害、または一下肢の機能を全廃したもの ● 心臓または腎臓または呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの ● 肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの

※上記は一部例です。上記以外にも障害等級にあてはまるケースがあります。［出典］厚生労働省「身体障害者障害程度等級表」より抜粋

介護

主契約の保険料払込免除事由〈特定疾病障害介護保険料払込免除特則〉

特約介護保険金の支払事由〈特定疾病障害介護終身保険特約＊〉

責任開始時以後の病気またはケガにより、つぎの 1 または 2 のいずれかに該当したとき

1 満65歳未満の被保険者について、**約款所定の要介護状態**となり、その状態が180日以上継続したと医師によって診断確定されたとき

2 **公的介護保険制度**により要介護2以上の状態に該当すると認定されたとき

約款所定の要介護状態とは

つぎのいずれかに該当した状態をいいます。
- 下表の❶または❷のいずれかが**［全部介助または一部介助の状態］**に該当し、かつ下表の❸～❻のうち**［1項目が全部介助で1項目が全部介助または一部介助の状態］**または**［3項目が全部介助または一部介助の状態］**に該当して他人の介護を要する状態
- 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

項目／定義		全部介助の状態	一部介助の状態
		複数記載はいずれかの状態	
❶ 歩行	立った状態から、5m以上歩行できるかどうか。	● 何かにつかまっても誰かに支えられても歩行できない。 ● 必ず車椅子を使用している。 ● 寝たきり状態。	● 杖や歩行器を使用しなければ歩行できない。 ● 誰かに支えられなければ歩行できない。
❷ 寝返り	身体の上に布団等をかけない状態で横たわり、左右のどちらかに向きを変えることができるかどうか。	● 何かにつかまっても1人で寝返りができない。	● ベッド柵等の何かにつかまらなければ1人で寝返りができない。
❸ 入浴	浴槽の出入りと洗身ができるかどうか。	● 浴槽の出入りのとき、誰かに抱えられたり、リフト等の機器を使用する。 ● 洗身をすべて介助者が行っている。	● 浴槽の出入りのとき、介助者が支えたりしなければならない。 ● 体の一部の洗身を介助者が行っている。
❹ 排せつ	排せつと排せつ後の後始末ができるかどうか。	● 常時オムツに依存している。 ● 排せつにかかわるすべてを介助者が行っている。	● 排せつ後のふき取りが1人でできなかったり、できても不十分なため、介助者が援助している。
❺ 食事の摂取	眼前に用意された食べ物を食べることができるかどうか。	● 介助がなければ1人ではまったくできない。	● 食器や食物等を工夫しても、介助がなければ困難（小さく切る、ほぐす等の介助を含む）。
❻ 衣服の着脱	眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。	● 介助がなければ1人ではまったくできない。	● 一部は1人でできるが、介助がなければすべてを行うことは困難。

■公的介護保険制度の要介護認定基準について

要介護状態とは、身体上または精神上の障害があるため、入浴・排せつ・食事などの日常生活における基本的な動作について、6か月にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態をいいます。

要介護認定等基準時間により状態を区分

要介護2	要介護認定等基準時間が**50分以上70分未満**またはこれに相当すると認められる状態
要介護3	要介護認定等基準時間が**70分以上90分未満**またはこれに相当すると認められる状態
要介護4	要介護認定等基準時間が**90分以上110分未満**またはこれに相当すると認められる状態
要介護5	要介護認定等基準時間が**110分以上**またはこれに相当すると認められる状態

※「要介護認定等基準時間」とは、入浴・排せつ・食事の介護や、洗濯・掃除の援助などにかかる1日あたりの時間を、厚生労働大臣の定める方法により推計した時間のことです。

保険料の払込みが不要な特約

円入金特約

この保険には「円入金特約」があらかじめ付加されているため、米ドル建の保険料等を円で払込みいただきます。

※米ドルでの払込みはできません。

円支払特約

「円支払特約」を付加することで、米ドル建の保険金・解約払戻金等を円で受取れます。

※保険金や解約払戻金等を円で受取るときに付加することができます。

リビング・ニーズ特約（指定通貨建・外貨建用）

余命6か月以内と判断されたとき、被保険者が指定した保険金額（指定保険金額）から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差引いた金額を受取れます。

※主契約の保険金に限り、請求することができます。※保険契約者が法人の場合、付加することはできません。

年金支払特約

保険金（死亡保険金・高度障害保険金・特約死亡保険金・特約高度障害保険金）の全部を毎年年金形式で一定期間受取れます。なお、年金額はご加入時や保険期間中には定まらず、年金基金設定時に当社の定める方法により算出します。

※円でのお取扱いのみとなるため、円支払特約を付加していただきます。
※年金額が当社の定める額を下回るときは、取扱いません。

介護前払特約（指定通貨建・外貨建用）

主契約の保険料払込期間経過後、かつ、被保険者の年齢が満65歳以上で、公的介護保険制度により**要介護4または5の状態**に該当すると認定されたとき、被保険者が指定した保険金額（指定保険金額）から当社所定の率により死亡保険金の前払となる期間相当の利息を差引いた金額（介護前払保険金額）を受取れます。

※主契約の保険金に限り、請求することができます。※保険契約者が法人の場合、付加することはできません。※保険料払込期間が終身払の場合、付加することはできません。※受取額は、指定保険金額よりも少なくなりますが、請求日における指定保険金額に対する解約払戻金額を下回ることはありません。

ご契約例

主契約保険金額：50,000米ドル ●30歳男性 ●保険期間：終身 ●保険料払込期間：65歳払済 ●低解約払戻期間：65歳

お受取額の例（死亡保険金の全額［50,000米ドル］を請求した場合*1）

経過年数	年 齢	指定保険金額	お受取額*2
40年	70歳	50,000米ドル	41,657.50米ドル
50年	80歳	50,000米ドル	44,662.00米ドル

ご参考

指定保険金額に対する解約払戻金額*2
33,832.00米ドル
40,136.00米ドル

*1 死亡保険金の全額を指定した場合、保険契約およびすべての特約は、介護前払保険金の請求日にさかのぼって消滅します。
*2 上記金額は年単位の契約応当日前日に請求があったものとして、その金額を表示しています。また、お受取額は2023年11月2日時点の計算によるものです。実際には請求日における計算となるため、金額が変動することがあります。

ご注意ください 以下特約、特則の事由で定める要介護状態区分には違いがあります。

特約名または特則名	公的介護保険制度に基づく要介護状態区分
介護前払特約（指定通貨建・外貨建用）	要介護4または5の状態
米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約（低解約払戻金型）	要介護２以上の状態
特定疾病障害介護保険料払込免除特則	要介護２以上の状態

指定代理請求特約

被保険者が、傷病や認知症等により保険金および保険料の払込免除を請求する意思表示が困難なときや、がんに罹患したことを知らないときなどに、指定代理請求人が被保険者に代わって請求することができます。

Q&A

Q.1 「低解約払戻期間」とは何ですか？

A.1 解約払戻金が抑制される、保険料払込期間と同一の期間をさします。この期間中に解約した場合の解約払戻金は、解約払戻金を低く設定しない場合の70%に抑制されています。

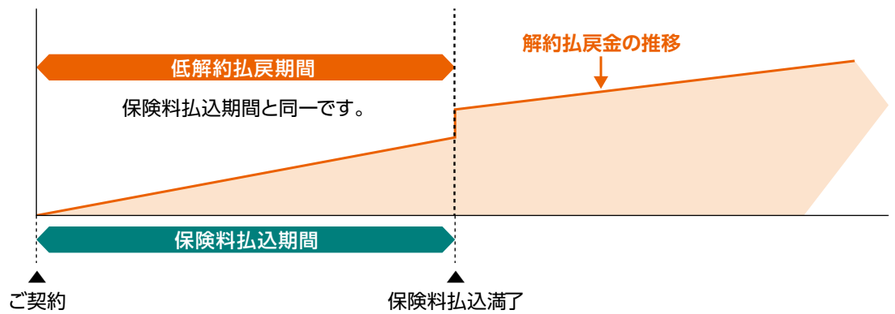

Q.2 保険期間の途中で、低解約払戻期間を延長したり、短縮することはできますか？

A.2 いいえ。低解約払戻期間は延長・短縮ともにできません。
低解約払戻期間と同一の期間である保険料払込期間も、保険期間の途中で延長・短縮することはできません。

Q.3 保険金等を受取る際、外貨預金口座は必要ですか？

A.3 保険金や解約払戻金等を米ドルで受取る場合は、米ドルで受取れる口座が必要となります。円で受取る場合は、必要ありません。

保険料の払込みと保険金等の受取りについて

保険料の払込みについて

- ☑ 保険料は「円」で払込みいただきます（円入金特約があらかじめ付加されています）。
- ☑ 円に換算した保険料は、当社所定の為替レートの変動に応じて、毎回増減します。

例えば

当社所定の為替レート

ご契約時	2回目の払込み	3回目の払込み
1米ドル110円のとき	1米ドル90円のとき	1米ドル100円のとき

月払保険料100米ドルの場合の円換算後の保険料

ご契約時	2回目の払込み	3回目の払込み	
¥ 11,000円	¥ 9,000円	¥ 10,000円	……

円に換算した保険料は毎回増減します

■換算基準日と換算レート

内容			換算基準日*1	換算レート
第1回保険料	口座振替で払込む場合		振替日の属する月の前月末日	当社所定の為替レート（円入金特約用為替レート） ※当社所定の為替レートは、オリックス生命のウェブサイトでご確認ください。
	クレジットカードにより払込む場合		当社が申込みを受けた日*2の前日	
	当社所定の口座への振込み	責任開始に関する特約を付加した場合	当社が受領する日の属する月の前月末日	
		責任開始に関する特約を付加しない場合（前納保険料を払込む場合を含む）	当社が受領する日の前日	
第2回以後の保険料			当社が受領する日の属する月の前月末日	

*1 換算基準日とは、米ドルを円に換算する基準となる日をいいます。なお、当社が指標として指定する銀行の休業日の場合は、その直前の営業日を換算基準日とします。
*2 申込みを受けた日とは、当社もしくは当社の生命保険募集人（生命保険代理店を含む）が申込書を受領したとき、または、当社の生命保険募集人（生命保険代理店を含む）所定の情報端末（タブレット等）で申込みをされたときをいいます。

保険金・解約払戻金の受取りについて

- ☑ 保険金・解約払戻金は「円」または「米ドル」で受取れます。
- ☑ 円で受取る場合、円支払特約 を付加していただきます。
- ☑ 円で受取る場合、当社所定の為替レートの変動による影響を受けます。

例えば

保険金額100,000米ドルの場合

当社所定の為替レート	円換算後の保険金額
1米ドル90円のとき	¥ 9,000,000 円
1米ドル100円のとき	¥ 10,000,000 円
1米ドル110円のとき	¥ 11,000,000 円

為替レートの変動により受取金額が異なります

■換算基準日と換算レート

	換算基準日*1	換算レート
保険金の受取り	書類到着日*3の前日	当社所定の為替レート（円支払特約用為替レート） ※当社所定の為替レートは、オリックス生命のウェブサイトでご確認ください。
解約払戻金の受取り		

*3 書類到着日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。
※保険金・解約払戻金を米ドルで受取る場合は、米ドルで受取れる口座が必要となります。
※死亡保険金・高度障害保険金・特約死亡保険金・特約高度障害保険金は、所定の期間内、米ドル建で当社に据置くことができます（円建の据置きはできません）。

上記の数値は為替レートの変動をわかりやすく説明するための例示で、実際の数値とは異なります。

為替レートについて

当社所定の為替レートは、
当社が指標として指定する銀行の為替レートを基準としており、為替手数料が含まれます。

円入金特約用為替レート	TTM＋0.01円

※換算基準日における当社が指標として指定する銀行が公示するＴＴＳを上回ることはありません。

円支払特約用為替レート	TTM－0.01円

※換算基準日における当社が指標として指定する銀行が公示するＴＴＢを下回ることはありません。

TTS(対顧客電信売相場) …… お客さまが円を外貨に交換するときに適用される銀行の一般的な為替レート
TTM(対顧客電信売買相場の仲値) …… TTSおよびTTBの中間の値
TTB(対顧客電信買相場) …… お客さまが外貨を円に交換するときに適用される銀行の一般的な為替レート

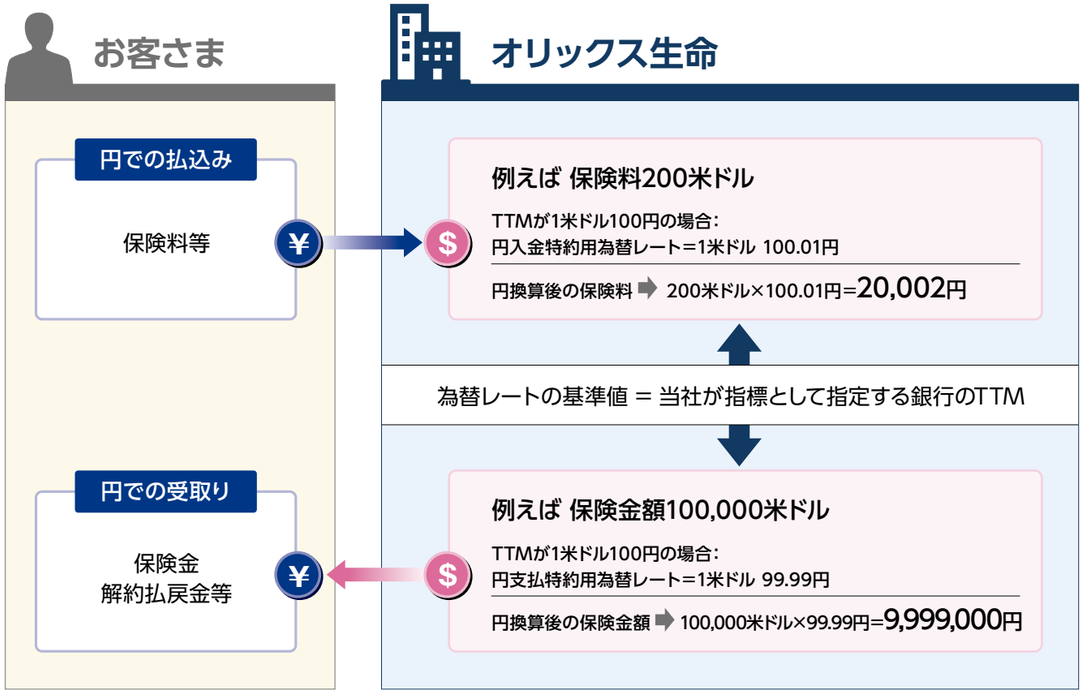

※当社所定の為替レートの基準となるＴＴＭは、当社が指標として指定する銀行（三菱ＵＦＪ銀行）が公示するＴＴＳおよびＴＴＢの中間の値(仲値)とします。
※ＴＴＳまたはＴＴＢについて、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。
※当社所定の為替レートは、2023年11月現在のものであり、将来変更される可能性があります。

この保険で適用される当社所定の為替レートについては、
オリックス生命のウェブサイトでご確認ください。
https://www.orixlife.co.jp/

為替リスクと為替相場の変動について

為替リスクがあります

●この保険は米ドル建です。**保険料・保険金・解約払戻金等を円に換算する場合、為替相場の変動による影響を受けます**。

▶為替相場の変動により、「受取る保険金や解約払戻金の円換算金額」が、「円で払込んだ保険料の合計額」を下回る場合があり、損失が生じるおそれがあります。

▶為替相場の変動により、「受取る保険金や解約払戻金の円換算金額」が、「ご契約時における保険金や解約払戻金の円換算金額」を下回る場合があり、損失が生じるおそれがあります。

※為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分が差引かれるため、受取金額が払込んだ保険料の合計額を下回る場合があります。

●この保険に関する**為替リスクは保険契約者および受取人に帰属します**。

保険料は円で払込みいただきます。

(円入金特約が付加されているため、米ドルでの払込みはできません)

保険料が
100米ドルの場合の
円換算後の保険料例

円高
1米ドル ＝ 90円のとき …… 9,000円
1米ドル ＝ 100円のとき …… 10,000円
1米ドル ＝ 110円のとき …… 11,000円
円安

※当社所定の為替レート（円入金特約用為替レート）で計算します。

円に換算した保険料は、当社所定の為替レートの変動に応じて、**毎回増減します**。

保険金等は円または米ドルでお受取りいただけます。

(円で受取る場合、円支払特約を付加していただきます)

保険金額が
100,000米ドルの場合の
円換算後の保険金額例

円高
1米ドル ＝ 90円のとき …… 9,000,000円
1米ドル ＝ 100円のとき …… 10,000,000円
1米ドル ＝ 110円のとき …… 11,000,000円
円安

※当社所定の為替レート（円支払特約用為替レート）で計算します。

円で受取る場合、当社所定の為替レートの変動による影響を受けるため、**換算日によって受取る保険金額等が異なります**。

上記の数値は為替レートの変動をわかりやすく説明するための例示で、実際の数値とは異なります。

ご契約にかかる諸費用について

諸費用がかかります

●「保険料から控除される諸費用」「保険料等を払込むときの費用」「保険金や解約払戻金等を受取る場合の費用」「解約や減額をした場合の費用」「保険金を年金で受取る場合の費用」が発生します。詳しくは以下をご確認ください。

この保険にかかる費用は以下の費用の合計になります。

保険料から控除される諸費用

払込みいただいた保険料から保険契約の締結・維持、死亡保障などに係る費用等が控除されます。これらの費用については、契約年齢・性別などにより異なるため、一律の算出方法を記載することができませんのでご了承ください。

保険料等を払込むときの費用

この保険には「円入金特約」があらかじめ付加されています。保険料等を円で払込む際に適用される当社所定の為替レート（円入金特約用為替レート）には、為替手数料が含まれます。

円入金特約用為替レート	TTM（対顧客電信売買相場の仲値）＋0.01円

※20ページもあわせてご確認ください。

保険金や解約払戻金等を「円」で受取る場合の費用

この保険は「円支払特約」を付加することで、保険金や解約払戻金等を円で受取ることができます。その際に適用される当社所定の為替レート（円支払特約用為替レート）には、為替手数料が含まれます。

円支払特約用為替レート	TTM（対顧客電信売買相場の仲値）－0.01円

※20ページもあわせてご確認ください。

保険金や解約払戻金等を「米ドル」で受取る場合の費用

利用される金融機関により、各種手数料（リフティングチャージ等）が必要な場合があります。各種手数料の金額やお支払い等については、ご利用の金融機関にご確認ください。

解約や減額をした場合の費用

解約や減額などをする場合には、保険料払込期間または契約日から10年間のいずれか短い期間は、経過期間（保険料を払込みいただいた年月数）に応じて、責任準備金*から所定の金額を控除します。この控除額については、経過期間などにより異なるため、一律の算出方法を記載することができませんのでご了承ください。

＊責任準備金とは、将来の保険金などをお支払いするために、保険料の中から積立てられるものをいいます。

保険金を年金で受取る場合の費用（年金支払特約を付加した場合）

年金支払開始日以降、受取年金額に対して、1.0%（2023年11月現在）を年金支払日に年金原資より控除します。

ご契約にあたって

●契約年齢	15歳～64歳（保険料払込期間により異なります。）
●保険期間	終身
●保険料払込期間	10年・15年・20年払済、50歳・55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳払済、終身払
●低解約払戻期間	保険料払込期間と同一
●保険料払込方法（払込回数）	月払・半年払・年払
●診査基準	告知書扱・健康診断結果通知書扱・人間ドック扱・医師扱
●責任開始時（日）	●保険契約の保障が開始される時期を責任開始時といいます。 また、責任開始時が属する日を責任開始日といい、この日より保障を開始します。 ●特定疾病障害介護保険料払込免除特則の悪性新生物(がん)にかかわる保障は、責任開始日からその日を含めて91日目(悪性新生物責任開始日)より開始します。 ●米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約（低解約払戻金型）の悪性新生物(がん)による特約特定疾病保険金については、責任開始日からその日を含めて91日目（悪性新生物責任開始日）より保障を開始します。

ご契約の際には「契約締結前交付書面<契約概要／注意喚起情報>」、「ご契約のしおり／約款」を必ずご確認ください。

『契約締結前交付書面』の「契約概要」は保険商品の内容に関する重要事項を、「注意喚起情報」はご契約に際して特にご注意、ご確認いただきたい事項を記載しています。また、『ご契約のしおり／約款』はご契約に伴う大切な事項、必要な知識等について記載したものです。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。

「公的保険制度」による保障内容を踏まえた上で、お客さまのご意向に沿う保険商品をお選びください。

公的保険制度はコチラから

金融庁ウェブサイト
https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html

公的年金制度（老齢年金制度）はコチラから

生命保険協会ウェブサイト
https://www.seiho.or.jp/data/billboard/pension/

オリックス生命ウェブサイトにて、保険金・給付金等のご請求やお受取りに関することがらをわかりやすく案内していますので、ご確認ください。

https://www.orixlife.co.jp/

保険種類をお選びいただく際にはオリックス生命の「保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は「保険種類のご案内」に記載されている**終身保険**です。「保険種類のご案内」はオリックス生命の営業社員、募集代理店または最寄りの支社等にご請求ください。

【生命保険募集人について】
オリックス生命の社員や生命保険募集人（オリックス生命の生命保険代理店を含む）は、お客さまとオリックス生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してオリックス生命が承諾したときに有効に成立します。

ミックス 紙｜責任ある森林管理を支えています FSC® C022784 www.fsc.org

VEGETABLE OIL INK

※PDF版は認証紙に印刷された認証印刷物データを使用して作成しています。

ORIX
オリックス生命保険株式会社
本社／〒100-0004　東京都千代田区大手町2-3-2
大手町プレイス イーストタワー
TEL:03-3517-4300
https://www.orixlife.co.jp/

●お問合せは

ORIX2023-A-090 106154 202309-DNP-150